

## Ascension Providence

### 請求および徴収ポリシー

2023年7月1日

#### ポリシー/原則

Ascension Providence (以下、「当組織」) の方針は、その資金援助方針 (または「FAP」) に基づき、当組織における救急治療およびその他の医学的に必要な治療の提供について、社会的に公正な慣行を確保することである。本請求および徴収ポリシーは、資金援助を必要とする、当組織で診療を受ける患者に対する請求および徴収業務のために特別に策定されたものである。

すべての請求および徴収の実施には、個人の人間としての尊厳と公益を守ることにに対する当機構の誓約および敬意、貧困に苦しむ人やその他の社会的弱者への特別な配慮および連帯、さらには分配の公正と財産管理に対する誓約が反映される。当組織の従業員および代理人は、患者とその家族に尊厳、敬意、思いやりをもって対応することを含め、カトリックが後援する施設の指針と価値観を反映する方法で行動するものとする。

この請求および徴収ポリシーは、雇用された医師のサービスや行動の健康を含む、当組織が提供するすべての救急医療およびその他の医学的に必要な治療に適用される。本請求および徴収ポリシーは、「救急治療」およびその他の「医学的に必要な治療」(これらの用語は当組織のFAPにおいて定義される) に該当しない治療に対する支払取決めには適用されない。

#### 定義

1. 「**第501条(r)**」は、内国歳入法第501条(r)およびそれに基づき公布された規則を意味する。  
。
2. 「**異例徴収措置**」または「**ECA**」は、第501条(r)に基づき制限の対象となる以下の徴収活動を意味する。
  - a. 購入者が以下に記載された一定の制限を受ける場合を除き、患者の債務を他の当事者に売却すること
  - b. 消費者信用情報機関または信用調査機関に、患者に関する不利益な情報を報告すること
  - c. FAPの対象となる過去に提供された診療に対するひとつ以上の請求が未払いであることを理由に、医学的に必要な治療を延期もしくは拒否すること、または提供前に支払いを要求すること
  - d. 破産における債権の申し出または人的傷害手続きにおける損害賠償を除く、法的または裁判手続きを必要とする措置。このような措置には以下が含まれるが、これらに限定されない。
    - i. 患者の財産に抵当権を設定する
    - ii. 患者の財産に対し担保権を行使する

- iii. 患者の銀行口座または他の動産を差し押さえるか、他の方法で押収または没収する
- iv. 患者に対し民事裁判を起こす
- v. 患者の給与を差し押さえる

(たとえ上記に定められたECAの基準を一般的に満たしている場合であっても) ECAには以下は含まれない。

- a. 以下の内容に従い、債務の売却前に当該債務の購入者との間で法的拘束力のある書面による合意が存在する場合の、患者の債務の売却
  - i. 購入者は、医療に対する支払いを受けるためにECAに関与することを禁止される。
  - ii. 購入者は、債務が売却された時点で内国歳入法第6621条(a)(2)に基づき有効な利率 (または内国歳入庁週報で公開された通知もしくはその他の指針によって設定されたその他の利率) を超える利息を当該債務に課すことを禁じられる。
  - iii. 患者が資金援助の対象であると当組織または購入者が判断した場合、当該債務は当組織に返却可能または当組織が回収可能である。
  - iv. 購入者は、合意書で規定される手続きに従うことを求められる。この合意書は、患者が資金援助の対象であると判断され、かつ当該債務が当組織に返却または回収されない場合、患者が購入者と当組織に対して支払う合計額が、FAPに基づき患者が個人的に支払う責任のある額を超えないこと、およびその額を超えて支払う義務を負わないことを確認するものである。
- b. 当組織が診療を提供した人身傷害の結果として、患者に支払われるべき判決額、和解額または示談額に対し、州法に基づき当組織が主張する権利を有する一切の抵当権、または
- c. 破産手続きにおける債権の申し出

3. 「FAP」は、当組織の資金援助方針を意味し、これは当組織およびAscension Healthの使命を推進し、かつ第501条(r)を遵守して、対象となる患者に資金援助を提供するための方針である。

4. 「FAP申請書」は、資金援助の申請書を意味する。

5. 「資金援助」とは、当組織のFAPに基づき、当組織が患者に提供する援助を意味する。

6. 「当組織」とは、Ascension Providenceを意味する。詳細情報の請求、質問や意見の提出、または異議申し立てを行う場合は、以下に記載された、または当組織から受け取る適用ある通知や通信に記載された窓口連絡することができる。

Ascension Providence  
P.O. Box 206767  
Dallas TX, 75320

7. 「患者」とは、当組織から治療を受ける（または受けた）個人、および当該診療に対して支払責任を負うその他の人物（家族や後見人を含む）を意味する。

### 請求および徴収の実施

当組織は、提供したサービスに対する患者への請求書の定期的な発行、および患者との連絡のための整然とした手続きを維持している。当組織が提供したサービスに対して患者による支払いがない場合、当組織は、電話、郵送、電子メール、および対面による連絡の試みを含むがこれらに限定されない、支払を受けるための措置を講じる場合がある。当組織が支払を受けるために異例徴収措置または「ECA」を採用することは稀である。しかし、当組織の資金援助方針（「FAP」）の下で支援を必要としている患者のために、当組織の資源が引き続き利用可能であり、それらの患者に確実に提供されるように、当組織は例外的な状況においてECAを採用する場合があり、このような状況には、救急治療やその他の医学的に必要な治療ではない選択的サービスに関連する未払残高がある口座、患者が多額の資産（例：高額な純資産）を有しながら支払期日の到来した金額の支払いを拒否している状況、または支払いの不履行がFAPもしくは本方針の条項に対する意図的な濫用にあたりと当組織が判断する場合が含まれる。これらの例外的な状況下において、当組織は本請求および徴収方針に含まれる規定および制限に従い、ひとつまたは複数のECAを利用する場合がある。当組織は、組織のFAPに基づく部分的な資金援助のみの対象となったために残高がある口座、またはFAPに基づき全額資金援助の対象となった口座の自己負担金については、ECAを利用しないものとする。Ascension上級副社長 / 最高収益責任者は、当組織が資金援助の適格性を判断するために合理的な努力を払ったこと、および当組織が個別のケースでECAに従事できる例外的な状況が存在することを判断する最終的な権限を有する。

第501条(r)に基づき、本請求および徴収ポリシーでは、患者が当組織のFAPによる資金援助の対象であるか、またはECAの実施を正当化する例外的な状況が存在するかを判断するために、当組織が講じるべき合理的な努力を規定する。例外的な状況が存在し、かつ患者がFAPに基づく資金援助の対象ではないとの判断が下された場合、当組織は、本書に記載された通り、ひとつまたは単数のECAを進める場合がある。

1. FAP申請手続き：以下に定める場合を除き、患者は当組織から受けた救急治療およびその他の医学的に必要な治療に関して、いつでもFAP申請書を提出することができる。資金援助の適格性の判断は、以下の一般的な区分に基づいて処理される。
  - a. 完全なFAP申請書：完全なFAP申請書を提出した患者の場合、当組織は、診療に対する支払を受けるためのあらゆるECAを適時に停止し、適格性を判定し、以下に定める通り書面による通知を行うものとする。
  - b. 推定適格性の判定：FAPの下で利用可能な最も手厚い援助よりも少ない援助の対象であると推定的に判定された場合、当組織はその判定の根拠を患者に通知し、より手厚い援助を申請するための合理的な期間を患者に与えるものとする。

- c. 申請書が提出されなかった場合の通知と手続き: 完全なFAP申請書が提出されない限り、またはFAPの推定適格性基準に基づき適格性が判定されない限り、当組織は、診療に対する退院後最初の請求書が患者に送付された日から少なくとも120日間は、ECAの開始を控えるものとする。複数回の診療が行われた場合、これらの通知規定は一括される場合があり、その場合の期間は一括された中で最新の診療回に基づき算定される。FAP申請書を提出していない患者から医療費の支払いを受けるために1回以上のECAを開始する前、および例外的な状況によりECAの使用が正当化されるか否かの判定を下す前に、当組織は以下の措置を講じるものとする。
- i. 対象となる患者には資金援助が利用可能であること、診療費支払を得るために開始を予定しているECAの内容を特定し、かつ当該ECAを開始する期限（書面による通知が提供された日から30日以降の日付とする）を記載した書面による通知を患者に提供する
  - ii. 平明な文言を用いたFAPの概要を患者に提示する
  - iii. APおよびFAP申請手続きについて、患者に口頭で通知するための合理的な努力を払う
- d. 不完全なFAP申請書: 不完全なFAP申請書を提出した患者に対し、当組織は、FAP申請を完了する方法を書面で通知し、そのための期間として30暦日を患者に与えるものとする。この期間中、係属中のECAはすべて停止されるものとし、書面による通知には、(i) 申請を完了するためにFAPまたはFAP申請書に基づき必要とされる追加情報および / または提出書類の内容を記載し、(ii) 適切な連絡先情報を含めるものとする。

2. 治療の延期または拒否の制限: FAPの対象となる過去に提供された治療に対する1つ以上の請求が未払いであることを理由に、当組織がFAPで定義される医学的に必要な治療を延期もしくは拒否しようとする場合、または提供前に支払いを要求しようとする場合、患者にはFAP申請書と、対象となる患者は資金援助が利用可能であることを示す書面による通知が提供される。

### 3. 判定通知:

- a. 判定: 患者の口座に関して完成したFAP申請書を受領した後、当組織は、適格性を判定するためにFAP申請書を評価し、45暦日以内に最終的な判定結果を患者に書面で通知する。この通知には、患者が個人的に支払う責任を負う金額の判定結果を記載する。FAPの申請が却下された場合、却下の理由と、不服申し立てまたは再審理の手順を説明する通知が送付される。
- b. 払い戻し: 当組織は、患者が診療に対して支払った金額が、FAPに基づき患者が個人的に支払う責任を負うと判定された金額を超える場合、その超過額を払い戻すものとする。ただし、その該超過額が5.00ドル未満である場合はこの限りではない。
- c. ECAの取り消し: 患者がFAPに基づく資金援助の対象であると判定された場合、当組織は、診療に対する支払を受けるために当該患者に対して講じられたあらゆるECAを取り消すため、合理的に利用可能なすべての措置を講じるものとする。かかる合理的に利用可能な措置には、一般に、患者に対する判決の

破棄、患者の資産に対するあらゆる徴収または抵当権の解除、および消費者信用情報機関または信用情報機関に報告された不利な情報を患者の信用情報から削除する措置が含まれるが、これらに限定されない。

4. 不服申し立て：患者は、却下通知の受領から14暦日以内に追加情報を当組織に提供することにより、資金援助の適格性の却下に対して不服を申し立てることができる。当組織はすべての不服申し立てを審査し、最終的な判定を下す。最終的な判定により前回の資金援助の却下が支持された場合、書面による通知が患者に送付される。
5. 徴収：上記の手続き（患者がFAPに基づく資金援助の対象であるかを判定するための合理的な努力を含む）の完了後、およびECAの使用を正当化する例外的な状況が存在すると当組織が判定した場合、当組織は、患者への請求および支払計画を設定、処理、監視するための当組織の手続きにおいて判定される通り、滞納口座のある無保険および過小保険の患者に対してECAを進める場合がある。本書に定める制限に従い、当組織は不良債権口座の処理のために定評のある外部の不良債権回収代行業者またはその他のサービスプロバイダーを利用することができ、かかる業者またはサービスプロバイダーは第三者に適用される第501条(r)の規定を遵守するものとする。